

調査・研究報告書の要約

書名	海外の環境規制が我が国機械工業に及ぼす影響についての調査研究 －EU 環境規制調査検討専門部会報告書 (IV)－				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会				
発行年月日	2009年3月	頁数	78頁	識別	20 環境安全 (業)

[目次]

I 章. REACH 規則に関連する最新動向整理

1. 化学物質管理のマクロトレンド整理
2. REACH 規則内容に関する新たな動向
 - 2-1. SVHC (高懸念物質) に関する動向
 - 2-2. 予備登録から本登録に向けての動き
 - 2-3. REACH 規則に関するその他の変化動向
3. 国内動向の整理
 - 3-1. REACH に対する国内対応動向
 - 3-2. 化審法改正に関する動向
4. 関連機関ヒアリング結果
 - 4-1. アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)
 - 4-2. (財) 化学物質評価研究機構

II 章. 国内業界団体・企業対応動向調査結果

1. 国内ヒアリング調査の概要
2. ヒアリング調査結果
 - 2-1. (社) 日本自動車部品工業会
 - 2-2. (社) 日本電気制御機器工業会
 - 2-3. 据付機械メーカー A 社
 - 2-4. 建設機械メーカー B 社
 - 2-5. 自動車部品メーカー C 社
 - 2-6. (株) 住化分析センター
 - 2-7. 自動車部品メーカー D 社
 - 2-8. 電機・電子部品メーカー E 社
 - 2-9. 電子部品メーカー F 社

III 章. 欧州現地動向調査結果

1. 欧州現地調査の概要
2. 現地ヒアリング調査結果
 - 2-1. VDMA (ドイツ機械工業連盟) および
ZVEI (ドイツ電気電子工業会)
 - 2-2. John Deere 社
 - 2-3. A 社
 - 2-4. JBCE (Japan Business Council Europe)
 - 2-5. B 社
 - 2-6. TUV SUD 社

IV 章. 我が国機械産業の対応に関する考察と提言

1. 機械産業の化学物質規制対策に求められるスタンス
 - 1-1. 化学物質管理トレンドに対する認識について
 - 1-2. REACH 対応の今後について
2. 課題の整理と対応の方向性

- 2-1. SVHC 対応の方向性
- 2-2. SIEF～本登録に向けた対応の方向性
- 3. サプライチェーン管理の方向性
- 4. 今後のEU環境関連規制の見通し
 - 4-1. 化学物質関連規制の今後の見通し
 - 4-2. 化学物質以外の製品規制
- 5. 機械産業としての今後の取組みの方向性
 - 5-1. EU 環境規制に関する情報収集の重要性
 - 5-2. REACH に対する取組みについて
 - 5-3. REACH 以外の EU 環境規制に関して

[概要]

1. 調査の目的

欧州の化学物質規制「REACH 規則」に関し、今年度は予備登録の開始・締切り、さらに本登録のスタートなど、大きな動きがみられた。本調査は昨年度報告書以降の新たな動向を整理しながら、国内機械産業の REACH 対応状況、および欧州の現地動向について調査を行い、我が国機械産業の REACH 対応のあり方を考察することで我が国機械産業の競争力向上に貢献することを目的として実施した。

2. 調査の内容

- 1) REACH 規則に関連する最新動向の整理
 - 文献調査、Web 調査、国内機関訪問面接ヒアリング調査等による
- 2) 国内業界団体・企業対応動向調査結果
 - 国内機械関連業界団体、機械メーカー等への訪問面接ヒアリング調査
- 3) 欧州現地調査結果
 - ドイツ、およびベルギーにおいて現地企業・機関に訪問面接ヒアリング調査
- 4) 我が国機械産業の対応に関する考察と提言
 - 1) ～ 3) 調査結果に基づき、機械産業としての欧州環境規制対応を考察

3. 調査結果の概要

3-1. REACH 規則に関わる最新動向整理

今年度の REACH に関する動きとしては、2008 年 6 月 1 日から 12 月 1 日にかけて予備登録受付が実施され、これによって企業が ECHA に対して直接情報を提供するという仕組みが本格的に動き出したことが大きなトピックとして指摘できる。また、成形品メーカーにとって特に影響の大きい SVHC 物質の最初のリストが公表され、物質の登録だけではなく、使用 SVHC の届出というスキームも具体化しはじめたことも重要なポイントとして指摘できる。

SVHC が公表されたことで、一定の濃度・量を超えてこれらの物質を使用している成形品メーカーにとっては「0.1wt%超+1t/年超」という条件に抵触すれば届け出なければならない対象が決まったことになる。同様に、これまでは物質が決まっていなかったため、実質的には形だけのものになっていた「SVHC 含有に関して問い合わせがあった場合は 45 日以内に回答しなければならない」という REACH33 条の規定も 2008 年 10 月 28 日の物質名公表によって実質的に発効したことになる。

ただ、こういった規則への対応という視点だけではなく、よりマクロな視点として、REACH が世界的な化学物質リスク管理トレンドに沿った動きのひとつであるとも考えることも重要な意味を持つ。国によって進行する内容に差はあっても、巨視的に見れば「ハザードからリスクへ」という化学物質管理の大きなシフトの流れにあると考えれば、REACH 規則への対応は「REACH だけのための対応」ではなく、世界的な化学物質管理トレンドへの対応という側面もあることが指摘できよう。

3-2. 国内動向の整理

1) 化審法改正に関する動向

昨年報告書でも言及した化審法改正に関しては、現在のところ改正ポイントとして

- ① 上市後の全ての化学物質を対象とし、一定数量をこえる化学物質を製造・輸入する事業者に対し、定期的に製造・輸入数量等を国に届け出させる制度を新設する
- ② 化学物質の製造・輸入量や既知のハザード情報を元に、国がスクリーニング評価（簡易なリスク評価）を実施し、優先的にリスク評価すべき物質を絞り込む
- ③ リスク評価は化学物質のハザード（急性毒性、遺伝毒性等々）評価とばく露（製造・輸入数量、

詳細用途、環境モニタリングデータ等々) 評価を組み合わせる。そのために、化学物質上市後のサプライチェーンにおけるばく露状況の把握を可能にする仕組みが必要などの諸点が挙げられる。ハザード+ばく露という二つの尺度からリスク評価を行うといったように、2020年 WSSD 合意を目指すことで思想的にも REACH に近づいた部分があるといえる。

2) 物質情報フォーマット整備の動き

SVHC15 物質が公表されたのが 2008 年の 10 月 28 日であり、SVHC 含有チェックのための情報要求も 11 月頃から本格化していると考えられるが、公表された SVHC15 物質はあくまでも最初の発表であり、今後その数が増えていくのは確実である。サプライチェーン間で物質情報を流通させるための効果的な手法の効率は不可欠といえる。

その中で、特に REACH を意識して 2006 年から取組みが始まったアティクルマネジメント推進協議会 (Joint Article Management Promotion-consortium : JAMP) の AIS (Article Information Sheet) は、2008 年 11 月にバージョン 3.0 が公開され、かなり完成度の高いフォーマットとして業界に浸透し始めている。

3-3. 国内業界団体・企業対応動向調査結果

国内の機械工業企業・団体の REACH 規則対応状況を検証するため、本年度 9 月より、以下のような対象に調査を実施した。

日付	ヒアリング先
9/5	(社) 日本自動車部品工業会
12/4	(社) 日本電気制御機器工業会
9/24	据付機械メーカー A 社 自動車産業向けの大型成型機メーカー。
9/24	建設機械メーカー B 社 建設機械、運搬機械の製造、販売サービス。製鋼関連のグループ会社。
9/22	自動車部品メーカー C 社 自動車の専門部品メーカー。
11/6	(株) 住化分析センター 国内最大規模の分析・測定・調査の総合分析会社。ベルギー ブリュッセルに現地法人を設立、唯一の代理人サービスを提供。
10/7	自動車部品メーカー D 社 自動車の専門部品メーカー。
12/24	電機・電子部品メーカー E 社 総合電機・大型電機機械メーカー。
12/8	電子部品メーカー F 社 電子部品専門メーカー。

国内ヒアリングで得られた情報のポイントとしては、以下の 2 点が指摘できる。

1) 業種による取り組み差

機械メーカーでは、サプライチェーン上での SVHC 物質情報の共有化については進められつつあるものの、REACH 規則について特別な対応は必要ないと考えているところが多かった。特に SVHC 問題では含有量や含有濃度についての懸念よりも、代替化問題を重視している傾向があった。大型機械の場合、一般消費者からの問い合わせが発生しにくいこと、SVHC の含有濃度が最終製品に対し 0.1w% を超えることはまず考えられず、いずれくる「使用禁止」に向けての対応を考える向きがある。したがって、リストの増加については注意をする必要があるが、REACH 規則対応として急ぎすることはないとの認識であった。

一方、耐久消費財である自動車や家電などのメーカーでは、予備登録が必要な物質は少ないものの、REACH 規則における SVHC 物質含有情報を含めた「サプライチェーン上での化学物質情報の共有」を推進している。川上、川中メーカーは、川下の最終製品メーカーからの依頼に基づいて対応を進めている状況で、予備登録、調査依頼書に基づく化学物質調査などの対応を行っている。

2) 情報伝達ツールの集約化

サプライチェーン上での化学物質情報の共有が求められる中で、産業界で使用されているツールが集約化されてきた。

JAMP の提供する MSDSplus、AIS と、JAMA シートに代表される IMDS、そして JGPSSI の JIG の 3 つのシステムのいずれかを使用、あるいは使用を検討していると思われる。

自動車関連企業は IMDS、電気電子機器関連の企業では JIG が従来から使われていたが、今まで化学物質情報の伝達の必要性のなかった企業、業界ではいずれかを選択する必要があると思われる。上流からの情報発信が求められているため、川上、川中各社の使い勝手優先での選択は可能であるが、最終品メーカーがどのツールを使用しているかなど、サプライチェーン上での互換性を考えて選択することも必要であろう。

3-4. 欧州現地動向調査

2008 年 10 月に欧州現地動向調査を実施。訪問先は以下の通りである。

日付	国・都市	ヒアリング先
10/13	ドイツ フランクフルト	VDMA (ドイツ機械工業連盟)、および ZVEI (ドイツ電気電子工業会) ヒアリング。VDMA も ZVEI もドイツ工業連盟 (BDI) に属し、行政サイドに対して業界の声を集約・発信する立場にある。
10/14	ドイツ ブルッフザール	John Deere 社ヒアリング トラクター等、農機具メーカー大手、本社は米国。昨年訪問したマンハイム工場が最終組み立て中心であるのに対し、ブルッフザールの工場は主に運転台キャビネットを専門に作っている。
10/15	ドイツ ノイ・イゼンブルク	A 社ヒアリング 日系総合化学系メーカーの欧州現地法人。ロンドンと並んで欧州の中核的拠点であり、日本本社の欧州における「唯一の代理人」機能を持つ。
10/16	ベルギー ブリュッセル	JBCE ヒアリング (Japan Business Council Europe) 欧州における日本企業を代表し、EU に各種政策に対してロビー活動等を行う欧州拠点。
		B 社ヒアリング ベルギー・オランダ等を所轄する日系総合商社の現地法人。
10/17	ドイツ ミュンヘン	テュフ・ズード ヒアリング 昨年訪問したケルンのテュフ・ラインランドと並び、ドイツを代表する環境コンサルタント大手。

現地動向調査から指摘できるポイントを 3 つに集約すると、以下の諸点になる。

1) 成型品メーカーとしての REACH 対応スタンスの変化

昨年調査の段階では REACH による成型品メーカーの負担度合が不透明であり、VDMA や John Deere などの現地機械系団体・企業の不安・懸念も大きかったが、今年度調査では「登録に関してはサプライヤー (当該物質のメーカー) にやってもらう」という方針が明確になり、昨年に比べて不安間もやや沈静化している。

この背景には昨年に比べて成型品に対する要求事項が明確になったこと、SVHC の数が予想したほどではなかったことなどがあると思われるが、この一年で欧州企業の REACH に対する理解が深まったことで、不安要素が払拭されたといった部分も存在する。

2) 成型品メーカーとしての対応注力ポイント

REACH によってサプライヤーが特定の物質の製造や輸入をやめてしまい、結果的に機会メーカーが調達できなくなる、という潜在的懸念は依然として強く、「REACH のせいで製造ラインを止めないための対策」が REACH 対策の基本にある。仮にサプライヤーが仮登録に不同意であった場合もそれが汎用品であれば多少コストが高くても他のサプライヤーに切り替えれば済み、汎用品に関する心配はほとんどない。

従って、対策の中心は「その製品 (そのサプライヤー) でなければならぬ仕入れ品」に絞って、上述のように「サプライヤーに登録してもらう」というところに集中する傾向がみられる。

ただ、年間 1000t/年、数百 t/年といった大量生産物質で「REACH 登録負担に耐えられずメーカーが生産をやめる」という可能性は事実上ゼロに等しく、問題は 1~10t/年クラスの少量物質であり、機械メーカーにとっての調達品途絶リスクが顕在化するはこの少量物質の登録期限である 2018 年頃からになると考えられる。

3) SVHC 問題に関する動向

2008年夏に公開されたSVHC候補物質(16物質)に対するパブリックコメントを経て10月に15物質が確定するということがあって(本調査終了後、約10日後にECHAより正式アナウンス)、SVHC問題に対する現地の関心は高い。特に「問い合わせに対して45日以内に回答する」という規定は10月末のSVHC15物質の確定時点からスタートしているため、日系の最終消費財系のセットアップメーカーはすでに相当の準備をしていると見られる。

3-5. 我が国機械産業の対応に関する考察と提言

1) REACH 対応の必要性に関して

日本の機械メーカーや部品メーカーの中には、REACHに関して結果的には一つも予備登録をする必要がなかったという企業、あるいはSVHC15物質が自社製品に全く含まれる可能性がない物質ばかりといった企業もかなりあると考えられ、「REACH対策はもう必要ない」という考えに傾いてしまう企業も出てくる可能性がある。

しかし、たとえばSVHC含有に対する問い合わせの「45日問題」は、予備登録の有無に関わらず、また、SVHCの含有の有無に関わらず、欧州に輸出している成形品メーカーであれば対応を求められる問題である。しかもそのSVHCは今回の15物質から今後徐々に増えていくのは確実であり、その情報ウォッチも欠かせない。また、自社として欧州への製品輸出がなかったとしても川下側からSVHCに関して情報を求められるといったケースは今後増えると予想される。

予備登録の必要がなかった企業、昨年公表されたSVHC15物質と無縁であった企業であっても「REACHに関してはもう心配ない」と考えてしまうのは禁物であるという認識を持っておかなければならない。

2) サプライチェーン管理の方向性

物質情報伝達フォーマット共通化の動きはこれまで自動車業界・電機業界がリードしていたが、川中の部品メーカーの中には自動車や電機だけではなく、一般機械や重機械等々、複数の業界を相手にビジネスを展開するケースも多いことから、電機・自動車以外の業界にも物質情報伝達の共通フォーマットが普及すれば、“共通化”効果はさらに大きくなる。

こういった動きに呼応するように、(社)日本建設機械工業会では建設機械サプライチェーンの中で用いる物質情報伝達フォーマットとしてJAMAデータシートを採用する方向で検討を進めている。

このように、今後は自動車・電機以外の機械業界でも「共通フォーマット普及」が加速し、結果として物質情報伝達システムがAISやJAMAシートなど、少数のフォーマットに収斂されるという流れが強まることが予想されるだけに、その動向には注意を払う必要がある。

3) 機械産業としての今後の取組みの方向性

来年度は、今年度における仮登録締切りのような重要な期限はないが、本登録に向けたSIEFの進行、新たなSVHC物質の公開という可能性も十分ある。機械産業はもともと化学物質規制に対する対応経験自体が非常に少なかつただけに、今後もREACHに関しては「これまで経験したことのない対応」を求められる局面は多いと考えられる。今年度はREACHに「どう対応するか」に力点を置いた調査となったが、「どう対応するか」という模索は、REACHに関しては来年度以降も重要なテーマであるといえる。

REACH規則に「どう対応するか」の情報収集を継続する一方で、このような化学物質関連以外の、エネルギーがらみのEU環境規制についても目配りし、「それがどんな内容の規制なのか」「機械産業にどんな影響があるのか」という視点から新たに情報収集することも重要であるといえよう。

以上